

独立行政法人家畜改良センター契約監視委員会規則

21 独家セ第1491号  
平成22年1月27日

(目的)

第1条 この規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成26年9月30日閣議決定）及び「独立行政法人改革に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が行う入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保し、また、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組を点検するために設置する独立行政法人家畜改良センター契約監視委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等委員会に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（13 独家セ第34号。以下「規程」という。）に定めるところによる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3名以上をもって組織する。

- 2 委員は、センターの監事及び公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続きについての審査を適切に行うことができる外部有識者の中から農林水産大臣の了解を得て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長を置く。
- 6 委員長は、委員の互選により選出する。
- 7 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う（規程第38条第1項の「センターの行為を秘密にする必要があるもの」に該当する契約は除く）。

- 一 調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うこと。
  - 二 新規の随意契約の妥当性について点検すること。
  - 三 一者応札・応募案件について、その改善の可否について点検すること。
  - 四 その他理事長が必要と認めた事項
- 2 委員会は、前項の事項のほか、センターが発注する建設工事について、入札及び契約手続の運用状況等についてセンターから報告を受けるとともに、委員会が抽出し、又は指定した建設工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行う。
  - 3 委員会は、前項の規定により報告を受けた内容又は審議した建設工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申を行う。
  - 4 委員会は、再苦情の申立て（独立行政法人家畜改良センター工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理規則第11条に規定する再苦情の申立てをいう。）について、理事長からの依頼を受けて調査審議を行う。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて開催することとし、委員長が委員を招集する。

ただし、委員長が選出されておらず、かつ、第3条第7項の規定による職務を代行する委員がないときは、理事長が招集する。

2 委員会は、非公開とする。

3 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(書面審査)

第6条 委員長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員の意見を聴き、委員を招集しないで、書面による審査をすることができる。

ただし、委員長が選出されていないとき、または、第3条第7項の規定による委員長があらかじめ指名する委員がないときには、理事長が本条で定める職務を行うことができる。

一 事案が特に緊急を要し、委員を招集する時間的余裕がないとき。

二 事案が簡易なものと認められるとき。

三 委員の招集を阻害する事態が発生し、その招集が困難なとき。

(理事長への報告)

第7条 委員長は、第5条の委員会が開催された場合または、前条の書面審査を実施した場合には、理事長に審議結果を速やかに報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、コンプライアンス推進室が行う。

(公表)

第9条 理事長は、次に掲げる事項について、これを公表する。

一 委員の構成

二 審議に係る議事の概要

附 則

第5条第1項の規定に基づく委員会の招集について、平成22年度初回の委員会にあっては理事長が招集するものとする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月30日から施行する。